

兵庫県公報

平成21年9月25日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	1
訓 令	
○ 副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）	1

公布された法令のあらまし

- 知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則（規則第55号）
齋藤副知事の退職及び吉本副知事の選任に伴い、知事の職務を代理する順序を定めることとした。

規 則

知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第55号

知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

知事の職務を代理する順序に関する規則（平成13年兵庫県規則第93号）の一部を次のように改正する。

本則中 「副知事 齋藤富雄」を「副知事 五百蔵俊彦」に改める。
副知事 五百蔵俊彦」を「副知事 吉本知之」

附 則

この規則は、平成21年9月26日から施行する。

訓 令

兵庫県訓令第8号

本 庁
地 方 機 関

副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成21年9月25日

兵庫県知事 井戸敏三

副知事の事務分担に関する規程の一部を改正する訓令

副知事の事務分担に関する規程（平成13年兵庫県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 副知事の事務分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 五百蔵副知事が担任する事務

企画県民部企画財政局、管理局及び教育・情報局、農政環境部農政企画局及び農林水産局、県土整備部並びに出納局に係る事務並びに企業庁、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との調整に係る事務

(2) 吉本副知事が担任する事務

企画県民部知事室、政策室、県民文化局、防災企画局及び災害対策局、健康福祉部、産業労働部並びに農政環境部環境創造局及び環境管理局に係る事務、災害対策の総括に関する事務並びに病院局、教育委員会及び労働委員会との調整に係る事務

附 則

この訓令は、平成21年 9月26日から施行する。